

2022年4月より保険適用となる 一般不妊・生殖補助医療の治療をお考えの方へ

保険適用で一般不妊(タイミング・人工授精)・生殖補助医療(体外受精)の治療をご希望の患者さまは、**法的婚姻関係、または出生した子についての認知を行う意向があるカップル(事実婚)**であることが条件となります。

したがって、**治療計画書を作成する診療日には患者さまとご主人(パートナー)お二人での来院が必要です。**

当院にて2022年4月以前に治療を始められていた患者さまでも、保険適用の治療をご希望の場合は、治療計画書を作成するにあたりお二人での来院が必要となります。治療計画書を作成するにあたっては、**法的婚姻関係にある場合は戸籍謄本、法的婚姻関係にない場合はお二人それぞれの独身証明書または戸籍抄本と住民票を、外国人(国際結婚)の方は在留カードが必要**です。

治療計画の見直しの際には、再度お二人での受診が必要になります。また、治療計画の見直しが無い場合でも、半年に一度のお二人での受診が必要です。

新型コロナウイルス感染症の予防から、現在は原則患者さまのみの来院をお願いしておりますが、治療計画書作成日にはお二人での来院をお願いいたします。

保険診療開始直近のお知らせとなり大変申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2022年3月25日

医療法人セントポーリア 操レディスホスピタル
理事長 院長 操 良